

第 25 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

適法な販売（譲渡）によって、譲渡権は消尽します（著 26 条の 2 第 2 項）が、貸与権は残っています。よって、アは不適切。

適法な販売（譲渡）によって、譲渡権は消尽します（著 26 条の 2 第 2 項）。よって、イは適切。

映画の著作権者が有する頒布権は譲渡しても消尽しません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-11、6-20 参照

問 2

我が国では自力救済（例えば、相手の財産を勝手に売却して自分への返済とするような行為）は禁止されており、法の手続きを経てのみ強制執行が可能となっています。よって、アは不適切。

イ及びウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ア】 ※合格教本該当頁なし

問 3

専用使用権は、登録が発生要件とされています（商 30 条 4 項で準用する特 98 条 1 項 2 号）。よって、アは適切。

通常使用権を許諾する場合も、他の共有者の同意が必要です（商 35 条で準用する特 73 条）。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切（商 24 条）。

【解答 イ】 ※合格教本 1-15 参照

問 4

『公表された著作物は、引用して利用することができる。』と規定されている通り（著 32 条）、引用は公表されたものに限られます。よって、アは適切。

『美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。』と規定されている通り（著 45 条）、許諾無く展示できるのは原作品の所有者に限られます。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切（著 30 条 1 項 3 号）。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-13、6-16 参照

問 5

イは問題文記載の通りで適切。損害賠償請求の消滅時効は一般法たる民法において『不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。』と規定されています（民 724 条）。よって、アは適切。

特許権者が侵害訴訟を提起しなくとも、例えば特許無効審判（特 123 条）を請求してその中で特許が無効である旨を主張することが可能です。よって、イは不適切。

特許掲載公報は、特許権が発生した当時の権利者等の内容が記載されているに過ぎません。その後権利が第三者に移転等されている可能性も十分にあります。よって、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-17 参照

問 6

『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されています（特 48 条の 3 第 1 項）。よって、アは不適切。

『出願審査の請求は、取り下げることができない。』と規定されています（特 48 条の 3 第 3 項）。よって、イは適切。

『特許出願があつたときは、何人も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。』と規定されています（特 48 条の 3 第 1 項）。よって、アは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-10 参照

問 7

『無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。』と規定されています（著 52 条）。よって、アは不適切。

『著作権は、…著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。）五十年を経過するまでの間、存続する。』と規定されています（著 51 条）。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切（著 54 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-19、6-20 参照

問 8

ア問題文記載の通りで適切。

「質権者」ではなく「通常使用権者」です（商 50 条）。よって、イは不適切。

異議申立は何人でも申立可能であり（商 43 条の 2）、無効審判は利害関係人のみ請求可能です（商 46 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-18、4-4、4-7 参照

問 9

ア問題文記載の通りで適切（PCT22 条）。

優先日から 18 月経過後に国際公開されます（PCT21 条）。よって、イは不適切。

「国内移行手続きをした日から」ではなく「国際出願日から」正規の国内出願の効果を有します（PCT11 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 10

『未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。』（民 5 条 1 項）とされており、アは適切。例えば特許出願という行為においても、未成年者であっても発明者にも出願人にもなることができますが、法定代理人（通常は親）の同意が必要となっています。

一部の契約（例えば保証契約）については、書面によらなければ効力が生じないと規定されています（民 446 条 2 項）、そういった一部の例外を除き、契約当事者の意思表示（申込みと承諾）の合致をもって契約は成立します。よって、イは不適切。

『詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。』と民法 96 条に規定されており、ウは適切。

【解答 イ】 ※合格教本 11-1 参照

問 11

『取消決定又は審決に対する訴え及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は第二百十条の五第二項若しくは第三百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。』と規定されています（特 178 条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-10 参照

問 12

アは問題文記載の通りで適切（著 17 条）。

「公表権と同一性保持権」ではなく、「氏名表示権（著 90 条の 2）と同一性保持権（著 90 条の 3）」を有しています。なお、実演家が著作隣接権者のうち唯一、人格権が与えられている点はその通り。よって、イは不適切。

著作者人格権は著作者の一身に専属しますから（著 59 条）、著作者の死亡と共に消滅します。但し、『著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。』との規定が存在するため（著 60 条）、当該規定を根拠に遺族が訴訟等を起こす場合があります。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-8、6-21 参照

問 13

守秘義務契約を締結したからといって、秘密管理性の要件が緩和されるような規定は存在しません。よって、アは不適切。

『この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。』と規定されています（不 2 条 6 項）。よって、イは適切。

「著作権法に違反する行為についての情報」は、有用な技術上又は営業上の情報には該当しません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 7-3 参照

問 14

品種登録制度においても審査が行われます（種 15 条）。よって、アは不適切。

意匠権は設定登録の日から 20 年（意 21 条）、育成者権は品種登録の日から 25 年（永年性植物 30 年）（種 21 条）存続します。よって、イは適切。

品種登録の要件は、「区別性」「均一性」「安定性」「未譲渡性」「名称適切性」の 5 つ（種 3 条、4 条）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本総論、3-3、3-8、8-1 参照

問 15

酷似していても、それが他人の著作物に依拠して創作されたものでなく、偶然の結果であれば著作権の効力は及びません。よって、アは適切。

真似た一部に創作性があるような場合は、著作権の侵害となります。例えば、一枚の絵の中に複数のキャラクターが描かれており、その中の一つのキャラクターを抜き出して真似たようなケースが該当します。よって、イは不適切。

行為者本人も刑事罰の対象となります（著 124 条）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-1 参照

問 16

ア及びイは問題文記載の通りで適切。

『商標権又は専用使用権を侵害した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。』と規定されているとおり、両方が併科される場合もあります。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-15、4-6 参照

問 17

意匠権の効力は、試験又は研究による実施行為には及びません（意 36 条で準用する特 69 条 1 項）。よって、アは適切。

イは問題文記載の通りで適切。

意匠権者から許諾を受けた実施権者から購入した製品についても、意匠権は消尽します。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-14、3-8 参照

問 18

『願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。』と規定されている通り（特 36 条 2 項）、特許出願の場合、図面は必要な場合に添付すれば足ります。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 1-8 参照

問 19

弁理士は、ア～ウまで全て他人の求めに応じ報酬を得て行うことができますが、独占代

理業務とされているのはアのみ（弁4条1項）。

【解答 ア】 ※合格教本 10-1 参照

問 20

ア及びウは問題文記載の通りで適切。

国際調査のために請求は必要でなく、国際出願されると自動的に国際調査が行われます。

よって、イが最も不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 5-3 参照

問 21

著作物とは、『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と規定されている通り、何らかの形で表現されている必要があるため、構想段階では保護されません。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。

プログラムの著作物の保護要件として、創作年月日の登録は必要とされておりません。

よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-2、6-18 参照

問 22

意匠法にも無効審判は制度として存在するため（意48条）、アは不適切。

意匠法には、出願審査請求、出願公開、不正使用取消審判、技術評価、訂正審判の制度はいずれも存在しませんが、拒絶査定不服審判の制度は存在します（意46条）。

よって、イが最も適切。

【解答 イ】 ※合格教本 3-3 参照

問 23

アは問題文記載の通りで適切。

TRIPS 協定では、最恵国待遇と併せて内国民待遇についても規定し採用しています（TRIPS3条、4条）。よって、イは適切。

TRIPS 協定では、著作権についても規定されています。よって、ウは不適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 5-1 参照

問 24

例えば、カメラのシャッター部分について部分意匠として意匠権が存在したと仮定します。カメラ全体で見るとそっくりと言える模倣品でも、シャッター部分の形状だけを捉えると非類似となるような場合は想定し得ます。このようなケースでは、意匠権の効力は及ばないものの、不正競争防止法の模倣行為に該当する可能性があります。よって、アは不適切。

商品の形態であっても「商品等表示」に該当する場合があります。例えば、判例上、「眼鏡枠（ナイロール眼鏡枠事件）」「パソコン（iMac 事件）」「時計（カルティエ事件）」などの商品の形態が商品等表示として認定された例が存在します。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 7-2 参照

問 25

「要旨を変更する補正」は認められませんが（商 16 条の 2）、商標の図形や文字を変更する補正は「要旨を変更する補正」に該当します。よって、アは不適切。

商標には出願審査請求の制度は採用されていません。よって、イは適切。

一の願書に複数の指定商品（役務）を記載することが可能ですが、一商標一出願の原則の下、複数の商標を記載することは認められていません（商 6 条）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 4-4 参照

問 26

『編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する。』と規定されている通り（著 12 条）、いずれかに創作性が認められれば保護されます。よって、アは不適切。

憲法その他の法令は、著作物には該当しますが、権利の目的となりません（著 13 条）。よって、イは不適切。

地図は、著作物として保護されます（著 10 条 1 項 6 号）。よって、ウは適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 6-3、6-7 参照

問 27

『特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明』は新規性がなく特許を受けることができません（特 29 条 1 項 2 号）が、特許出願後～出願公開前の行為によっ

ては（その出願の審査においては）新規性は喪失していません。よって、アは不適切。

新規性喪失の例外規定の適用を受けた場合は、新規性を喪失していないとみなされます（特 30 条）。よって、イは適切。

『特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明』は新規性がなく特許を受けることができません（特 29 条 1 項 1 号）。よって、ウは適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-4、1-5 参照

問 28

ライセンスの期間や地域を限定する行為は、正当な権利行使と考えられており、よほど極端なものでない限り独占禁止法上問題となる可能性は低いと考えられます。よって、アは不適切。

カルテルや入札談合は、「不公正な取引方法」ではなく「不当な取引制限」に該当します（独 2 条 6 項）。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 9-1 参照

問 29

職務著作に該当する場合、法人等が著作者となりますから（著 15 条 1 項）、それに連動して著作者人格権も法人が有することになります。よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（著 2 条 1 項 12 号）。

全ての者ではなく、その映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者となります（著 16 条）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-4、6-6、6-20 参照

問 30

『実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもって終了する。』と規定されています（実 15 条）。

よって、ウが最も適切。

【解答 ウ】 ※合格教本 2-1 参照

【実技試験】

問 1

理由群Ⅰのアの記載内容の通りであるため、発言 1 は適切。

【解答 ○ 】 ※合格教本 1-12 参照

問 2

意見書及び手続補正書は、一方だけ提出してもよいし両方提出してもよい。意見を述べる必要がなければ意見書を提出する必要はない。

【解答 ア 】 ※合格教本 1-12 参照

問 3

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、発言 2 は不適切。

【解答 × 】 ※合格教本 1-12 参照

問 4

最初の拒絶理由通知に応答する場合も、最後の拒絶理由に応答する場合も、いずれの場合も新規事項の追加は認められておりません（特 17 条の 2 第 3 項）。

【解答 ウ 】 ※合格教本 1-12 参照

問 5

理由群Ⅲのウの記載内容の通りであるため、発言 3 は適切。

【解答 ○ 】 ※合格教本 1-10 参照

問 6

『拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。』と規定されています（特 121 条）。

【解答 ウ 】 ※合格教本 1-10 参照

問 7

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 × 】 ※合格教本 6-2、6-9 参照

問 8

コンテンツAに書かれている内容が、自社製品に関する内容であったとしても、その記事の著作権はX社（若しくはその記者）が有しています。縮小コピーは著作権法上の複製に該当しますから、無断で複製すれば複製権侵害となります。

【解答 ウ 】 ※合格教本 6-2、6-9 参照

問 9

理由群Ⅳのイの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○ 】 ※合格教本 6-15 参照

問 10

①営利目的でなく、②聴衆等から料金を受けず、③実演家等に報酬が支払われないといった 3 つの条件を満たす場合には、著作権が制限されます。無料で且つボランティアとして行っていることから、上記 3 つの条件を満たすと考えられます。

【解答 イ 】 ※合格教本 6-15 参照

問 11

理由群Ⅳのイの記載内容の通りであるため、発言 3 は不適切。

【解答 × 】 ※合格教本 6-12 参照

問 12

意図せず他人の著作物が写真等に写り込んでしまったような場合で、その部分だけ分離することが困難な場合は、その写り込んだ著作物の著作権は制限を受けます(著 30 条の 2)。

【解答 イ 】 ※合格教本 6-12 参照

問 13

アのような場合は、「組物の意匠」として意匠登録を受けることが可能です(意 8 条)。

よって、アは不適切。

イは問題文記載の通りで適切。このような場合は「部分意匠」として意匠登録を受けること可能です。

ウは問題文記載の通りで適切（意 6 条 4 項）。

【解答 ア】 ※合格教本 3-3、3-4、3-5 参照

問 14

『商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。』と規定されており（商 19 条 2 項）、商標権者のみが更新申請を行うことができます。よって、アは適切。

出願日ではなく、設定登録日から 10 年です（商 19 条 1 項）。よって、イは不適切。

分割納付は 10 年の存続期間の前半 5 年分、後半 5 年分に分けて納付する制度です。また、後半分（後期分割登録料）は、存続期間の満了前 5 年までに納付する必要があるため（商 41 条の 2 第 5 項）、設定登録日から 7 年経過後に納付できることはありません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 4-5 参照

問 15

単にイメージするだけであれば複製したことになりません。よって、アは不適切。

単に丙一人に対して送っているのみであり「公衆」に対する送信とは観念できません。よって、イは適切。

翻案というのは、原著作物に基づきつつも、新たな創作的部分が付加されたことにより別々の著作物（二次的著作物）を作り出すことをいいます。単なる誤字訂正であるなら、創作的な部分はその存在せず、翻案権の侵害とはなりません。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 6-2 参照

問 16

ア及びウは、いずれも「物の発明」であり、特許を受けることができます。

イのような運転方法は、特定の個人だけが実現できる特殊な能力であって、技術的思想でなく、発明に該当しません。

【解答 イ】 ※合格教本 1-2 参照

問 17

アは問題文記載の通りで適切。

『著作権人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。』と規定されています（著 59 条）。よって、イは不適切。

契約金を支払わない場合に解除が出来る旨等の約束がされている場合は解除することができますが、そうでなければ一方的な意思表示で直ちに解除できるわけではありません。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 6-8 参照

問 18

専用使用権は、登録が効力発生要件となっています。よって、アは不適切。

商標権は絶対的な独占権であり、偶然商標が同じとなった場合にも権利効力が及びます。よって、イは不適切。

ウは問題文記載の通りで適切（商 50 条）。

【解答 ウ】 ※合格教本 1-15、4-6、4-7 参照

問 19

国内移行手続きは、優先日から 30 月以内に行うことができます（PCT39 条）。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-3 参照

問 20

ア及びウのような意匠は、創作容易であるとして意匠登録を受けることができません（意 3 条 2 項）。

【解答 イ】 ※合格教本 3-2 参照

問 21

レコード制作者（著作隣接権者）に発生するレコード制作者の権利は、発行が行われた日が属する年の翌年から起算して 50 年経過するまで存続します（著 101 条 2 項 2 号）。よって、発行が行われた日である 2011 年 2 月 20 日の翌年 2012 年 1 月 1 日から 50 年、即ち、2061 年 12 月 31 日までとなります。

【解答 ア】 ※合格教本 6-21 参照

問 22

アは問題文記載の通りで適切。

同一の繁殖の段階にあるもの全てが特性の全部において十分類似している必要があります。よって、イは不適切。

繁殖が繰り返されても特性の全部が変化しない安定性が必要です。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 8-1 参照

問 23

「審査遅延制度」といった制度は存在しません。よって、アは不適切。

意匠登録出願から商標登録出願への変更は認められていません。よって、イは適切。

出願後であっても、第1年分の登録料の納付と同時に秘密意匠を請求することが可能です（意14条2項）。

【解答 イ】 ※合格教本 3-7 参照

問 24

アのような場合、品質誤認を生じる恐れがあるため、商標登録を受けることはできません（商4条1項16号）。よって、アは不適切。

「特許権に関する手続きの代理」を行えるのは弁理士又は特許業務法人に限られるので、社団法人が出願した場合は、使用されないことが明らかであるとして商標登録を受けることができません（商3条1項柱書）。よって、イは適切。

現元号は識別力が無いとされ、商標登録を受けることができません（商3条1項6号）。よって、ウは不適切。

【解答 イ】 ※合格教本 4-2、4-3 参照

問 25

アとイはいずれも間違いではありませんが、既に模造品が出回っているという事実を考慮するならば、イのように国際調査報告を待っている余裕はありません。

我が国の特許権は、日本国内でしかその効力を有しません。よって、ウは不適切。

よって、アが最も適切。

【解答 ア】 ※合格教本 5-2、5-3 参照

問 26

不当利得返還請求は、相手方が不当に得た利益を、本来であれば自己が受けることが出来た利益として吐き出させる請求です。即ち、相手方が得た利益を超える請求は認められません。よって、アは適切。

特許権に基づく差止請求訴訟を行うにあたり、事前の警告書の送付は必要ではありません。よって、イは不適切。

『特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。』と規定されています（特102条3項）。よって、ウは不適切。

【解答 ア】 ※合格教本 1-15 参照

問 27

『特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。』と規定されています。よって、平成44年2月に存続期間の終期が属することになります。

【解答 平成44年2月】 ※合格教本 1-13 参照

問 28

『当該商標登録出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であつて、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの』は商法登録を受けることができません（商4条1項11号）。

【解答 他人】 ※合格教本 4-3 参照

問 29

『何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。』と規定されています（商43条の2）。

【解答 商標掲載公報の発行の日】 ※合格教本 4-4 参照

問 30

他人の既登録商標と類似するにもかかわらず過誤登録されてしまった場合は、そのことを理由に無効審判を請求することができますが（商 46 条）、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができないとして除斥期間が設けられています（商 47 条）。

【解答 商標権の設定の登録の日】 ※合格教本参照なし